

★認定調査員のための情報通信★あなたの力になりたいくて…

# あかべえ通信 2013.11.15発行 Aizuwakamatsu city

みなさん、こんにちは！秋が来たと思ったら、すぐに冬がやってきてしまいました。寒い夜にはお風呂に入って体を温めたいですよね！効果的に体を温めるには「塩風呂」が良いのだとか。末梢血管の血流がよくなり湯冷めしにくく、普通のお湯に比べて4倍程度早く発汗し、デトックス効果も期待できて、たまった疲れも解きほぐしてくれると良いこと尽くめようです。方法は、湯船に天然塩をひとつかみ（50g程度）入れるだけ！簡単ですね。ただし、お風呂によっては入れられない場合もあるのでご注意ください！

## ◎ 4回目の内容は…「実際の特記事項から記載例を考える。【第4回】 4-7 介護抵抗」

今回は、「介護抵抗」の項目について再確認してみましょう。調査の聞き取りの際の内容をどう判断すれば良いか、検討してみましょう。4群は、4-7の項目に限らずお問合せも、確認をさせていただくことも多い項目です。特記事項を記載する際に悩まれることも多いと思います。テキストに載っている定義に沿って判断するしかないので、一つ一つ具体的なQ&Aを載せることは難しいです。だからこそ「定義を正しく理解」し、「特記事項に何をどのように記載すればいいのか」ということを、調査員のみなさんそれぞれに再確認していただければと思います。

### Q あなたなら、どう判断しますか？

#### (3)「ある」を選択

1日3回の内服薬の処方があるが、飲むことを拒否しており、娘がその都度渡し、飲み込みの確認をしている。

### ① 状況の捉え方

まず、定義に該当する内容なのか確認します。

この項目は「介護に抵抗する」行動を評価する項目です。頻度や介護者の手間がかかっているのはわかりますが、渡せば薬を飲んでいることがわかります。服薬に対しての拒否はあるものの、介護に対しての抵抗ではないと考えます。服薬に関しての介助の状況は5-1の服薬介助で判断します。

4-7 定義の確認→裏面

### ②項目に該当するか、特記事項に何を記載するか判断する

服薬拒否は介護の抵抗ではありませんが、介助の時間は発生しているので、状況を伝える為に特記事項に記載した方が良いでしょう。

### A 選択は「(1)ない」

#### 【特記事項記載例】

項目に該当しないが、1日3回の内服薬の処方があり、1日1回は飲むことを嫌がる為、娘が毎回服薬の必要性を説明しながら薬を渡し、飲むように促すため手間になっている。

裏面に続く →

## 定義の再確認！

4-7 介護抵抗（有無）

テキストP.122

### 【調査項目の定義】

「介護に抵抗する」行動の頻度を評価する項目である。

## 調査上の留意点！

調査上の留意点及び特記事項の記載例

単に、助言しても従わない場合（言っても従わない場合）は含まない。

## Point！

4群は、主に介護者の話し方によるところが大きい項目です。

まず、介護者が話す内容が、4群の項目に該当するのか・しないのか判断することが必要です。項目に該当しなくても、介護の手間がかかる内容であれば、その内容と頻度を項目外で記載することが大切です。

また、項目に該当する際は、精神行動障害が発生したことによって、どのような介助が発生しているのか・いないのかについても記載が必要です。

◆◆e-ラーニングシステムでの「全国テスト4」実施中です！◆◆  
みなさん奮ってお受験してくださいp(^-^)q

発行元：会津若松市役所高齢福祉課介護保険給付グループ 担当：木下&梅津

TEL0242-39-1242 FAX0242-39-1431

会津若松市役所 HP <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

⇒介護保険⇒要介護認定⇒認定調査員のための情報通信

